　　　北名古屋市尾張中部福祉圏域地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省要綱第１１６号）第１の２の３に規定する面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、「尾張中部福祉圏域」とは、北名古屋市、清須市及び豊山町の区域で構成する圏域をいう。

（地域生活支援拠点等の機能）

第３条　地域生活支援拠点等は、次の各号に掲げる機能（以下「拠点機能」という。）を有するものとし、当該各号に掲げる機能のいずれかを担う事業所をもって構成するものとする。

　⑴　相談機能

　⑵　緊急時の受入れ・対応機能

　⑶　体験の機会・場の提供機能

　⑷　専門的人材の確保・養成機能

　⑸　地域の体制づくり機能

　（事業内容）

第４条　この事業の内容は、地域生活支援拠点等の整備及び拠点機能の充実を図るために行う障害者及び障害児に関する相談、拠点機能のいずれかを担う事業所との連絡調整その他地域生活支援拠点等の整備に必要な業務とする。

　（拠点事業所の登録）

第５条　拠点機能のいずれかを有する事業所は、登録を受けることができる。

２　前項の登録を受けようとする事業所は、地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第１。以下「申請書」という。）に拠点機能のいずれかを有することが分かる運営規程を添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第２）により当該申請をした者に対し、通知するものとする。

４　清須市又は豊山町において同様の登録を受けた事業所は、第１項の登録を受けた事業所（以下「拠点事業所」という。）とみなす。

　（公表）

第６条　市長は、拠点事業所の登録状況を地域生活支援拠点等登録事業所一覧（様式第３）により、公表するものとする。

　（変更等の届出）

第７条　拠点事業所は、申請書に記載した内容に変更があったときは、地域生活支援拠点等事業所登録変更届（様式第４）により、当該変更のあった日から１０日以内に市長に届け出なければならない。

２　拠点事業所は、当該拠点事業所が担う拠点機能を廃止し、又は休止しようとするときは、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止届（様式第５）により、その廃止又は休止の日の１月前までに市長に届け出なければならない。

３　拠点事業所は、休止した事業を再開したときは、地域生活支援拠点等事業所再開届（様式第６）により、当該再開の日から１０日以内に市長に届け出なければならない。

　（調査等）

第８条　市長は、拠点事業所に対して、当該拠点事業所が担う拠点機能の運営状況に関する調査を実施し、又は報告を求めることができる。

　（尾張中部福祉圏域の連携）

第９条　市長は、この事業を円滑かつ効果的に行うため、尾張中部福祉圏域の連携を図るよう努めるものとする。

２　市長は、尾張中部福祉圏域における地域生活支援拠点等の整備状況を定期的に評価し、地域生活支援拠点等の強化に努めるものとする。

　（遵守事項）

第１０条　拠点事業所は、障害者及び障害児並びにその家族の権利の擁護に十分留意しなければならない。

２　この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく個人情報その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

　（事業の委託）

第１１条　市長は、この事業の全部又は一部を市長が適当と認める法人に委託することができる。

　（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１（第５条関係）

　　　年　　月　　日

　（宛先）北名古屋市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　名　称

（設置者）代表者

地域生活支援拠点等事業所登録申請書

　地域生活支援拠点等の事業所の登録について、次のとおり申請します。また、拠点事業所として登録された場合は、その旨を公表することを承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒 |
| 事業所番号 |  |
| 事業の種類 |  |
| 事業所の連絡先 | （平　時）  （緊急時） |
| 地域生活支援拠点等の機能（該当する機能に○） | ① 相談  ② 緊急時の受入れ・対応  ③ 体験の機会・場の提供  ④ 専門的人材の確保・養成  ⑤ 地域の体制づくり |
| 開始（予定）  年月日 | 年　　　　月　　　　日 |

備考

１　地域生活支援拠点等の機能を有することが分かる運営規程の写しを添付してください。

２　事業所ごとに申請してください。

様式第２（第５条関係）

　　　年　　月　　日

　　　　　　様

北名古屋市長　　　　　印

地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありました地域生活支援拠点等の事業所の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒 |
| 事業所番号 |  |
| 事業の種類 |  |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 | ① 相談  ② 緊急時の受入れ・対応  ③ 体験の機会・場の提供  ④ 専門的人材の確保・養成  ⑤ 地域の体制づくり |
| 登録  年月日 | 年　　　　月　　　　日 |

様式第３（第６条関係）

地域生活支援拠点等登録事業所一覧

機能：① 相談　② 緊急時の受入れ・対応　③ 体験の機会・場の提供　④ 専門的人材の確保・養成

⑤ 地域の体制づくり

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業所の連絡先（平時） | 事業の種類 | 地域生活支援拠点等として担う機能 | | | | | 登録  市町 | 登録日 | 廃止日 | 備考 |
|  |  |  | ④ | ⑤ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考　休止については、備考欄に記載。

様式第４（第７条関係）

　　　年　　月　　日

　（宛先）北名古屋市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　名　称

（設置者）代表者

地域生活支援拠点等事業所登録変更届

　地域生活支援拠点等の事業所の登録の内容について、以下のとおり変更しましたので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 備　考 |
| 事業所の名称 |  |  |  |  |
| 事業所の所在地 |  |  |  |  |
| 事業所の連絡先 |  |  |  |  |
| 事業の種類 |  |  |  |  |
| 事業所番号 |  |  |  |  |
| 地域生活支援拠点等の機能 |  |  |  |  |

備考

１　変更のあった項目について記載してください。

２　変更のあった日から１０日以内に届け出てください。

３　地域生活支援拠点等の機能に変更があった場合は、変更後の運営規　程の写しを添付してください。

様式第５（第７条関係）

　　　年　　月　　日

　（宛先）北名古屋市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　名　称

（設置者）代表者

地域生活支援拠点等事業所廃止・休止届

　域地域生活支援拠点等の事業所について、以下のとおり（廃止・休止）をするので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止・休止年月日 | 年　月　日 |
| 再開予定日（休止の場合） | 年　月　日 |
| 廃止・休止の理由 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒  電話番号 |
| 事業所番号 |  |
| 事業の種類 |  |
| 事業所の連絡先 | （平　時）  （緊急時） |
| 地域生活支援拠点等の機能（該当する機能に○） | ① 相談  ② 緊急時の受入れ・対応  ③ 体験の機会・場の提供  ④ 専門的人材の確保・養成  ⑤ 地域の体制づくり |

備考　事業所ごとに届け出てください。

様式第６（第７条関係）

　　　年　　月　　日

　（宛先）北名古屋市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　名　称

（設置者）代表者

地域生活支援拠点等事業所再開届

　地域生活支援拠点等の事業所について、次のとおり再開しましたので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 再開年月日 | 年　月　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 | 〒  電話番号 |
| 事業所番号 |  |
| 事業の種類 |  |
| 事業所の連絡先 | （平　時）  （緊急時） |
| 地域生活支援拠点等の機能（該当する機能に○） | ① 相談  ② 緊急時の受入れ・対応  ③ 体験の機会・場の提供  ④ 専門的人材の確保・養成  ⑤ 地域の体制づくり |

備考

　１　再開した日から１０日以内に届け出てください。

　２　事業所ごとに届け出てください。